

## 滋賀県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則案概要

### 1 改正の理由

水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）および排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）の一部改正により、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の排水基準の項目のうち大腸菌群数が大腸菌数に改められるとともに、その許容限度が改められたことを踏まえ、滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）に基づき適用する排水基準についても同様に改めるため、滋賀県公害防止条例施行規則（昭和 48 年滋賀県規則第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 排水基準の項目のうち大腸菌群数を大腸菌数に改めるとともに、その許容限度を改めることとします。（別表第 6 関係）
- (2) この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。